

西海市告示第6号

西海市電子入札実施要領を次のように定める。

令和7年2月6日

西海市長 杉澤 泰彦

西海市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタントに係る電子入札（西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号。以下「契約規則」という。）第11条の2に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、契約規則において使用する用語の例による。

(対象)

第3条 電子入札の対象は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタントにおける一般競争入札及び指名競争入札によるもののうち、別表に示すとおりとする。

(電子入札に使用できるICカード)

第4条 電子入札に使用できるICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したもので、次の各号を全て満たし、かつ、次条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

(1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

(2) 西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号。以下「入札制度要綱」という。）第3条に規定する入札参加資格名簿に登載された本社代表者名義で取得したものであること。ただし、支店等に委任している場合は、委任先代表者名義で取得したものであること。

(3) 落札決定日までにおいて有効なICカードであること。

2 ICカードを使用して行われた入札手続は、全て当該ICカード名義人が行ったものとする。

（利用者登録）

第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ前条第1項各号の規定を満たすICカードを使用して電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

2 建設工事及び建設コンサルタントの両方の入札参加資格を有する者は、それぞれ異なるICカードにより利用者登録を行わなければならない。

3 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録変更を行わなければならない。

4 前項の場合において、変更する事項が企業情報又は代表窓口情報（連絡先メールアドレスを除く。）に該当する場合は、入札参加資格に関する変更届を提出するとともに、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、再度利用者登録を行わなければならない。

5 前2項に規定する変更手続を行わず、事実と異なる利用者登録情報により行った入札は無効となることがある。

（建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い）

第6条 建設工事共同企業体（西海市建設工事一般競争入札実施要領（平成18年西海市告示第21号）に定めるものをいう。以下同じ。）による電子入札の場合は、当該企業体の全ての構成員は、入札参加申請及び入札書提出に関する権限について当該企業体の代表構成員に委ねるものとし、第4条の規定を満たす代表構成員のICカードにより電子入札に参加するものとする。

（電子入札の公告等）

第7条 電子入札については、契約規則第6条に規定する公告（以下「公告」という。）又は契約規則第18条第3項に規定する指名競争入札通知書（以下

これらを「公告等」という。)において、次の各号に掲げる事項も併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札対象工事・業務の有無
 - (2) 入札書の提出方法
 - (3) 入札書の提出期限
 - (4) 開札の場所及び日時
 - (5) インターネットによる入札の条件に反した入札書を無効とすること。
 - (6) その他必要と認める事項
- (電子入札に参加できる者)

第8条 電子入札に参加することができる者は、公告に定める全ての要件を満たし、かつ、第5条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。ただし、指名競争入札にあつては、前条による指名競争入札通知書を受理した者とする。

2 電子入札に参加する者が建設工事共同企業体の場合は、当該企業体の全ての構成員が前項本文の規定を満たさなければならない。

(電子入札参加申請方法等)

第9条 一般競争入札の電子入札に参加しようとする者は、電子入札参加申請締切日時までに、電子入札システムにより必要書類(当該入札の公告において定めるものをいう。)を電子ファイルで添付し申請しなければならない。ただし、電子ファイルの容量が制限を超えるものや紙媒体による提出を指示した場合には、別途、紙媒体で提出するものとする。

(工事内容等に関する質問及び回答)

第10条 電子入札案件の内容等に関する質問は、ファクシミリにより送付することとし、回答は西海市ウェブサイトで公開するものとする。

(電子入札方法等)

第11条 電子入札参加者は、入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより、入札書及び西海市工事費内訳書取扱要領(平成27年西海市告示第8号)に規定する工事費内訳書等を提出しなければならない。ただし、工事費内訳書等については、公告等において提出を求めないこととされた場合はこの限りでない。

(紙入札での参加を認める基準及び申請方法)

第12条 利用者登録を行った者が、次の各号のいずれかに該当し紙入札で参加することについて承認を得ようとする場合は、電子入札参加資格申請段階にあっては公告に掲げる電子入札参加申請締切日時までに、入札書提出段階にあっては公告等に掲げる入札書提出締切日時までに、紙入札移行承認申請書(様式第1号)に必要事項の記載及び記名押印を行い、総務課に提出しなければならない。

- (1) 電子入札参加者が利用者登録したICカードが破損等により使用できなくなったことによるICカードの再発行の申請又は申請準備中であって、再発行が電子入札の手続に間に合わないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子入札参加者にやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の申請書の受付は、西海市の休日を定める条例(平成17年西海市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)以外の日の8時30分から17時15分まで(申請期間最終日は、公告等に掲げられた締切時間までとする。)の間に行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、紙入札による参加の承認又は否認を紙入札への移行(承認・否認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(紙入札から電子入札への移行)

第13条 紙入札での参加を認められた者は、当該電子入札案件について、その後電子入札へ移行することはできないものとする。

(紙入札による提出方法)

第14条 紙入札での参加を認められた者は、入札書(紙移行用)(様式第3号)及び工事費内訳書等を、西海市建設工事執行規則(平成18年西海市規則第46号。以下「建設工事執行規則」という。)第7条第1項又は西海市業務委託執行規則(平成20年西海市規則第24号。以下「業務委託執行規則」という。)第7条第1項に規定する封筒に封入の上、公告等に掲げる入札書提出締切日時までに、総務課に持参し、提出しなければならない。

2 紙入札の受付は、休日以外の日の8時30分から17時15分まで(入札書提出

締切日は、公告等に掲げられた締切時間までとする。)の間に行うものとする。

- 3 総務課職員は、提出された紙入札の封筒に、受付印を押印し、受付時間を記載しなければならない。

(電子入札の辞退)

第15条 電子入札参加者が入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退の手続をしなければならない。ただし、入札書提出締切日時において、入札又は辞退の手続がない場合は、電子入札参加者は辞退したものとす。

- 2 電子入札参加者は、電子入札システムにより送信した入札書及び紙入札により提出した入札書の書換え又は引換えをすることができない。ただし、入札書提出後の辞退については、開札前までに辞退の手続又は辞退届を提出した場合は認めるものとする。

- 3 第12条の規定により、紙入札へ移行した電子入札参加者入札を辞退する場合は、建設工事執行規則第6条及び業務委託執行規則第6条に規定する入札辞退届を書面により入札書受付締切日時までに総務課へ提出すること。

(入札の延期、中止、取消し)

第16条 電子入札において、電話等の回線に起因する事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをするものとする。

(入札の無効)

第17条 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第12条の規定に該当する入札
- (2) 工事費内訳書等の提出が必要な場合に、入札書とともに提出しなかった者又は工事費内訳書等に著しく不備がある者のした入札
- (3) 電子入札システムで入札書とともに送信した電子ファイルがウイルスに感染していたことが判明した入札
- (4) 第4条第1項第2号に規定する名義人以外の名義人のICカードで行った入札

(開札)

第18条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札をした者がいる場合は、入札執行者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、記載された入札金額及びくじ番号を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 4 落札者が決定しないときは、改めて別に入札を執行するものとする。
- 5 やむを得ない理由により、入札書の提出期限又は開札日時を延期する必要があるときは、電子入札参加者に対して、速やかに変更後の入札書提出期限又は開札日時を電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札者については、文書により通知するものとする。

(開札の立会い)

第19条 入札執行者は、入札者のうち開札に立会いを希望するものがあるときは、立ち合わせるものとする。

(開札結果の通知)

第20条 開札結果は、電子入札システムにより電子入札参加者に通知する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行う電子入札から適用する。

別表（第3条関係）

| 業種 | 工種 | 金額 | 等級 |
|---------|-----------|------------|-----|
| 建設工事 | 土木一式工事 | 設計額500万円以上 | A、B |
| | 舗装工事 | 設計額130万円超 | A、B |
| コンサルタント | 建築コンサルタント | 設計額130万円超 | |